

# 国立大学法人 東京工業大学 利益相反マネジメントポリシー

2004年9月3日制定

知的財産の創出、保護、管理、活用や産学連携に関する活動に伴って生じる利益相反状況<sup>1</sup>へ適切に対処し、東京工業大学知的財産ポリシー（2004年2月6日評議会決定）に即して知的財産の創出、保護、管理、活用を進め、もって、本学の使命の達成に資するため、本ポリシーを定める。

## 1. 基本的考え方

産学連携に関する活動を進めている本学の職員個人を支え、意欲的な職員がその能力を最大限に発揮できるような環境づくりを主眼として、本ポリシーを制定し、運用する。

本学の職員は、大学人としての誇り、知性と良識を基本とし、本学の就業規則、役職員倫理規則、役職員兼業規則等の関連諸規則に則り行動することにより、利益相反状況に対し適切に対処するものとする。

## 2. 利益相反状況への対応

### (1) 利益相反状況の早期検知

本学職員は、自らが関与する産学連携活動において利益相反状況が生ずる可能性がある、または、既に生じていると考える場合、速やかに本部にその旨連絡することにより、適切な対応のあり方（以下「対応方策」という。）について、本部の助言を求めることができるものとする。このため、産学連携推進本部（以下「本部」という。）に連絡窓口を設ける。

本学の各部署等は、その関与する産学連携活動の実施に関連して、利益相反状況が生ずる可能性がある、または、既に生じていると考える場合、速やかに本部に連絡するものとする。

本部は、本部が関与する共同研究、受託研究、知的財産権の実施許諾等にあたり、利益相反状況が生じる可能性がないか常に注意を払うものとする。

---

<sup>1</sup> 真理の探究を目的とし人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、その基本的な性格や役割を異にしている。産学連携を進める上では、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得ること、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また、妥当なことである。他方、このような両者の性格の相違から、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が当該教職員の大学における責任と衝突する状況も生じうる。本ポリシーでは、このような状況を利益相反（conflict of interest）状況ととらえる。

本部は、自らが関与する業務の実施にあたり、また、上記連絡を踏まえ、利益相反状況が生ずる可能性がある、または、既に生じていると考える場合、早急に、対応方策の検討を開始するものとする。

#### (2) 対応方策の早期検討

利益相反状況に対する対応方策について、本部において検討する。

本部はその検討結果を研究戦略室に報告し、研究戦略室はその報告を踏まえ対応方策について審議するものとする。

研究戦略室は、同室における審議の結果を利益相反委員会に報告し、対応方策についてその審議及び決定を求めるものとする。

利益相反委員会は、あらかじめ定めた基準に合致する軽微な案件については、研究戦略室の審議の結果をもって利益相反委員会の審議及び決定とすることができる。

本部、研究戦略室、利益相反委員会は、その検討又は審議にあたって、必要に応じ、学内外の有識者の意見を求めることができる。

#### (3) 対応方策の文書による明確化及び実施

本部は、これらの審議の経過及び決定された利益相反問題への対応方策を本部において文書として記録し、保管するとともに、関係部局等の協力を得て対応方策を実施するものとする。

職員は、対応方策の実施に協力するものとする。ただし、職員は対応方策に関して不服がある場合は、国立大学法人東京工業大学職員の不服等の申し出に関する規則（平成16年4月1日規則第68号）に基づき不服を申し出ることができる。

対応方策の実施に関して職員の協力が得られない場合は、本部は利益相反状況を回避するため本部として可能な措置を講ずるとともに、学長に報告し必要な措置を講ずるよう求めるものとする<sup>2</sup>。

#### (4) 経験の蓄積及び対応方策の透明化

本部は、対応方策について事例を蓄積するとともに、その運用や実績を適切にフォローするものとする。

---

<sup>2</sup> 本学役職員倫理規則では、倫理行動基準が定められており（第3条）、また、学長の責務として役職員が本規則に違反した場合は、厳正に対処すること等（第15条）が、さらに、規則違反の場合には必要な措置を厳正に行うものとする等が（第17条）規定されている。詳しくは参考参照。

個人情報及び企業情報への適切な配慮を行った後、対応方策を学内外に明らかにすることにより、利益相反状況への本学の対応に関する透明性の確保に努める。

### 3．利益相反委員会

#### (1) 設置

部局長等会議の構成員（学長を除く。）を委員とする利益相反委員会を設ける。  
委員長は、理事・副学長（研究担当）をもって充てる。

#### (2) 任務

利益相反委員会は、本学の利益相反マネジメントに係る重要事項を審議、決定するとともに、関係する学内の組織に必要な助言を行う。

#### (3) 運営

利益相反委員会の庶務は、関係の部局等の協力を得て産学連携推進本部が行う。

監事はオブザーバーとして利益相反委員会に出席できるものとする。

### 4．関係部局等の協力

本部、研究戦略室及び利益相反委員会は、利益相反状況の検討、対応方策の審議及び決定並びに対応方策の実施にあたり、関係部局等に必要な協力を求めることができる。

関係部局等は、求めに応じて協力するものとする。

### 5．個人情報及び企業情報への配慮

本部、研究戦略室、利益相反委員会、その他利益相反状況への対応に関わるすべての職員は、以上の利益相反状況の報告、対応方策の検討、審議、決定及び実施の全過程において、関係する教員個人や企業等関係する者の秘密とすべき情報を適切に管理するものとする。

### 6．本部以外の組織への業務の委嘱

本部は、本部が対応方策を自ら検討・実施したのでは利益相反状況への適切な対処とは外部から見えにくいおそれがあると判断した場合は、その対応方策の検討・実施の全部又は一部を本部以外の学内又は学外の組織に委嘱することができる。

### 7．本ポリシーの見直し

本ポリシーは、その運用状況を踏まえ、柔軟に見直しされるものとする。